

## 福祉教育委員会記録

1 日 時 平成30年6月15日(金)

午前 9時58分 開会

午前11時28分 閉会

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員

委員長	藤 田 誠 一	副委員長	大 條 雅 久
委員	井 谷 幸 恵	委員	岩 本 和 強
委員	藤 原 雅 彦	委員	豊 田 康 志
委員	近 藤 司		

4 欠席委員

なし

5 説明のため出席した者

・市長 石 川 勝 行

・教育委員会事務局

教育長	関 福 生	教育委員会事務局長	加 藤 京 子
総括次長(文化振興課長)	桑 原 一 郎	次長(教育力向上戦略艦)	榎 木 奨 悟
学校教育課長	井 上 毅	学校教育課指導主幹	矢 野 雅 士
学校教育課指導主幹	矢 野 誠 治		

・福祉部

部 長	白 石 亘	総括次長(健康子育て推進監)	藤 田 憲 明
次長(地域福祉課長)	伊 達 忠 幸	次長(子育て支援課長)	曾 我 部 み さ
次長(国保課長)	櫻 木 俊 彰	介護福祉課長	木 俵 浩 毅
介護福祉課参事(地域包括 支援センター所長)	古 川 哲 久	地域包括支援センター主幹	伊 藤 美 幸
介護福祉課主幹	東 田 寿 重		

6 委員外議員

なし

7 議会事務局職員出席者

8 本日の会議に付した事件

別紙付託案件表のとおり

9 会議の概要

開会 午前9時58分

●藤田委員長：〈開会あいさつ〉

○市長：〈あいさつ〉

◎教育委員会関係

**口議案第52号 新居浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について**

○井上学校教育課長：〈説明〉

〈質 疑〉

●大條委員：今回の規定の改正について、明確な規定でなかったということだが、具体的にはどう変わるのか。例えば、資格を有する者という表現は、第10条第3項第1号では保育士の資格を有する者、第2号では社会福祉士の資格を有する者と同じ表現になっているが、教師の場合は、どのような事情なのか。

○井上学校教育課長：教員免許制度において、免許の更新制が導入されており、教員免許取得後、一定期間を経過したものは、更新講習を受講しないと教諭となることができないとされている。放課後児童支援員は、現状では、教員免許を持っていれば資格を満たすという取り扱いになっている。現在の教諭となる資格を有する者という規定では、教員免許の更新が必要なのが明確でないため、今回、免許状を有する者と改正するものである。

●大條委員：具体的には、どちらになるのか。

○井上学校教育課長：一定期間免許状を持っていて、更新を受けていなくても、現在の運用上は、指導員の基礎資格を有する者として、取り扱っている。今回の改正により、免許状を有する者としたが、同じ取り扱いになる。

●大條委員：更新制度が始まったが更新せず、学校の教師として勤めていない方を継続するという意味で明確にしたということか。

○井上学校教育課長：そのとおりで、免許状を持っているが更新していない方は、今までは運用上において適用していたが、明確に規定する必要があるため、免許状を有する者と改正するものである。取り扱い自体は今までと変わらない。

●大條委員：教師の場合は更新が必要になったということだが、保育士、社会福祉士の場合、更新制度

はないのか。

○井上学校教育課長：保育士については別の制度であるため、教員免許更新制には該当しない。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時06分

○井上学校教育課長：保育士については、更新制度はないが、幼稚園教諭については更新制度がある。なお、社会福祉士については、更新制度はない。

●岩本委員：これは放課後児童クラブのことを指しているのか。

○井上学校教育課長：放課後児童クラブのことを指している。

●岩本委員：支援員は免許を持っていない人も結構いると思う。放課後児童クラブ一か所にこのような資格を持つ人を誰かひとり置かないといけないということなのか、それとも全員が資格を有すると規定されているのか。

○井上学校教育課長：まず、現在働いている方については、指導員であり、条例で規定しているのは支援員である。教員の免許状等の基礎資格を有していることで県の研修の受講資格を得ることができ、研修を修了すると支援員としての資格が与えられる。放課後児童クラブについては、平成27年4月から支援のクラブの単位ごとに常時2名以上の放課後児童支援員を配置しなければならないことになったため、支援員の資格を取得している方を推進している状況である。

●岩本委員：指導員が恒常的に不足していると聞くが、現状はどうか。

○井上学校教育課長：指導員については、現在、定員としては71名いるが、3月以降で放課後児童クラブの支援員の退職者が多く、10名余り不足している状況である。随時募集しているが応募者が少なく、指導員の確保に苦慮している状況である。

●岩本委員：放課後児童クラブを運営していく上の明確な規定がある中で支援員が足りないということは、法律違反とまでは言わないが、指導を受けるような立場にあるのか。また、人が足りないことで子供たちの安全や指導面について支障を来していないのか。

○井上学校教育課長：クラブごとに常時2名以上となっているが、支援員は最低限1名必要で、もう1名は補助員でも構わないという規定になっており、全クラブにおいて最低1名の支援員の確保はできている。残りの指導員で足りない部分については、補助的に入ることができる日々の雇用の方で対応することで、問題なく対応している。

●井谷委員：ひとつの児童クラブで子供何人につき、何人の指導員がいるのか。

○井上学校教育課長：児童はひとクラブ当たり40人を想定し、支援員は2人という基準がある。また、利用児童数が36人から44人程度の場合は、指導員等3人体制に、45人以上の場合は、4人体制としている。

●井谷委員：今回の改正では、5年以上従事した者が支援員の資格を得るということだが、新居浜市の場合、それに該当する方はいるのか。

○井上学校教育課長：現在、指導員をしている方で該当者はいない。

●豊田委員：市政だよりで募集していたのは指導員のほうか。

○井上学校教育課長：指導員について、常時不足しているため、市政だよりに毎月掲載している。

<討 論>

なし

<採 決>

全会一致原案可決

#### 口議案第54号 平成30年度新居浜市一般会計補正予算（第1号）

○桑原教育委員会事務局総括次長：<説明>

<質 疑>

●藤原委員：スクール・サポート・スタッフ配置事業について、会派説明では1名ということだったが、この1名をどこの学校に配属するのか、また条件や基準といったものがあるのか。

○井上学校教育課長：配置条件や基準はなく、校長会の中で決定してもらうことになっている。小学校、中学校それぞれから希望があったが、一人当たりの授業時間は、小学校のほうが長いことから、希望のあった新居浜小学校、金子小学校、泉川小学校、中萩小学校、角野小学校の5校の中で先日中萩小学校に決定された。

●近藤委員：E S D活動推進事業費、スクール・サポート・スタッフ配置事業費、芸術文化振興費の説明があったが、E S D活動推進事業費については国庫補助金が、スクール・サポート・スタッフ配置事業費については県補助金が入っているが、3事業の事業期間はどのくらいか。

○井上学校教育課長：E S D活動推進事業については、単年度ごとの計画である。国は平成31年度以降の継続採択の可能性も示しているため、国の予算の動向を見ながら、平成31年度について判断したいと考えている。スクール・サポート・スタッフ配置事業についても、国の事業であるが、平成31年度以降の計画については、国から示されていないため、今年度を実証研究という形で実施した中で国の予算の動向を見ながら判断したいと考えている。

○桑原教育委員会事務局総括次長：はろはろにはまアートプロジェクト事業は、現時点では単年度事業と考えている。今年度の7月21日、22日と9月8日、9日でワークショップ等を行い、また、今年度の11月末までにふるさとCM大賞にも応募し、今年度末の発表を待つ予定である。

●大條委員：スクール・サポート・スタッフ配置事業は、来年以降どうなるのか気になる点だが、同時にどうなるかわからない状態で1年間どういう姿勢で雇われるのか。

○井上学校教育課長：平成30年度は、国の実証研究に乗るという形で取り組む。平成31年度以降については、学校で実証研究した中で、今後も推進すべきということであれば、単独予算での予算要望等についても検討し

たいと考えている。

●大條委員：必要だと手を挙げられた5校の小学校についても、中途半端な気持ちで手を挙げたわけではないと思う。先生方の負担を少しでも軽くしたいという校長の思いもあると思うわけで、国がこのような事業を始めたのも、全国的にその必要性が言われているからと思う。中萩小学校に配属された方のことを考えれば、平成31年度、平成32年度以降、国が続けてするのが一番だが、その必要性について市として訴えていくのかどうか、どう考えているのか。

○井上学校教育課長：制度として、新居浜市は1年ということだが、実証研究した中で必要ということであれば、予算要望等も検討する。

●岩本委員：スクール・サポート・スタッフ配置事業は、教員の負担軽減や指導体制等をしっかりさせるため、用務をサポートの方にやってもらう形だが、校長先生が理解していれば、全校が手を挙げるのが現状だと思うが、5校だけというのも不思議なところである。また、今年実施して必要性を判断するということが、本人のスキルによっても違うため、1人だけで判断するのは難しい。また、先生への補助の範囲によっても評価が異なると思うが、1人を1校に配置しただけで評価ができるのか。

○井上学校教育課長：具体的な業務内容については、教材作成の補助、アンケート等の集計、学習プリントの印刷や配布等を想定しているが、実際の業務は、その学校で判断してもらう。本人の能力によって差が出ることはごもつとも、1人の方で判断するのは難しい面もあるが、制度に乗った中で1人という配分であった。必要性を学校に確認しながら、来年度以降をどうするか判断したいと考えている。

●井谷委員：E S D活動推進事業費について、研修会や相互交流等は、E S Dの主任のレベルアップのためのお金なのか、詳しく教えてほしい。

○井上学校教育課長：E S D推進を担当する教職員を対象にE S Dの視点を取り入れた実践的な研修を実施する。また、小学校、中学校、新居浜高専も入った中でE S Dの取組みの成果発表を行うといったE S Dのフェスティバルを12月に計画している。そのほか、E S Dの協議会の中で、E S Dの取組みなどのアドバイスや情報交換等を行うことを予定している。

●井谷委員：芸術文化振興費について、はろはろにいはまアートプロジェクトというのは、どのように始まって、どのように終わるのか。

○桑原教育委員会事務局総括次長：はろはろにいはまアートプロジェクトの内容については、小学校4年生から6年生の20名程度を対象に、あかがねミュージアムのプロジェクトマネジャーを総合的なマネジャーとし、4種類の分野の講師によるワークショップを行いたいと思っている。まず、テレビのディレクター出身でドローンも含めた最先端の映像技術の専門家に講師になってもらい、子供がクリエイターとなって市内のよいところや面白いところを撮影して回るというようなワークショップを考えている。また、デュエットウというピアノの連弾の二人に講師になってもらい、新居浜の歌の作成を考えている。歌詞については、俳句で有名な夏井いつきさんの息子さんに講師として来てもらい、俳句を教える中で、歌詞を絞っていこうと考えている。ふるさとCM大賞は、子供たちがワークショップで活動している姿や映像クリエイターの専門家に撮っていただい

た新居浜の映像などを交えて、作り上げていこうという考えである。

●井谷委員：小学生には周知徹底されているのか、また公平という点は守られているのか。

○桑原教育委員会事務局総括次長：限られた募集人員で集中的に行いたいので、応募については、あかがねミュージアムの通常の広報として、募集する考えである。

●豊田委員：スクール・サポート・スタッフ配置事業費については、現場に任せることなく、教育委員会にもどのような形で行われているのかを十分注視してもらいたい。芸術文化振興費については、新居浜市をよりアピールするために、いいものを作っていただくよう要望したいと思う。

●藤原委員：はろはろにいはまアートプロジェクトで新居浜の歌を作るということだが、新居浜市全体で歌っていく歌になるのか。新居浜市歌がある中でどう考えているのか。

○桑原教育委員会事務局総括次長：子供たちが新居浜市を題材として作る歌を新居浜の歌としている。子供たちのふるさとを愛する心を育て、新居浜のいいところを発信していくことが主たる目的であるため、でき上がった歌について、新居浜市全体で歌っていくことは現在考えていない。

●井谷委員：たくさんの応募があった場合、どのようにして20人に絞るのか。

○桑原教育委員会事務局総括次長：募集については、自主事業であるので、先行して自主的にあかがねミュージアムのほうで幅広くしてもらっている。現在、15名程度の応募があると聞いており、現時点ではそれらの方にワークショップを受けてもらうという考えである。

●岩本委員：学校を通じて募集はしていないのか。あかがねミュージアムの情報を見ている人はいいが、17校の小学校を通して募集するほうが、全員が情報を得ることができ、いいと思う。あかがねミュージアムと小学校を併用して情報を流したほうがいいのではないか。

○桑原教育委員会事務局総括次長：広く募集をしていきたいと思う。

\*後刻一括採決

休憩 午前10時38分

再開 午前10時41分

## ◎福祉部関係

### □議案第54号 平成30年度新居浜市一般会計補正予算（第1号）

○藤田福祉部総括次長（健康子育て推進監）：＜説明＞

＜質 疑＞

●大條委員：今回幼稚園から認定こども園への移行ということで、幼稚園の所管については、学校教育法で教育委員会という認識があったが、今後こども園に移行した場合、所管も変わるということなのか。

○曾我部次長（子育て支援課長）：ひかり幼稚園に関しては、幼稚園型認定こども園というタイプに変わるものである。認定こども園への移行は何タイプかあり、平成29年に移行したグレース幼稚園は幼保連携型認定こ

ども園といって、幼稚園と保育園の両方の資格を兼ね備えた先生がいないといけないといったものである。幼稚園型認定こども園というのは幼稚園の機能と保育園の機能を併せ持ったものであり、県から幼稚園としての認可と保育機能を持っていることの認定を受けるもので、市としては、給付の支給対象施設として確認をするということになる。県が指導監査を行い、市としては、認定こども園としてきちんと運営できているのか確認し、指導等する予定である。

●大條委員：市としてというのは、福祉部が所管するというので、教育委員会も従来どおりということなのか。

○曾我部次長（子育て支援課長）：学校教育法に基づいて、県が指導監査をしていたので、その部分については県が引き続いてするという認識である。市としては、認定こども園の対象施設としてきちんと運営できているか、給付の条件が揃っているかを確認するものである。

●井谷委員：ひかり幼稚園の認可の定員が大変多いと思うが、今の園児数と認可後の園児数はどのくらいか。また、年齢ごとの園児数も教えてほしい。

○曾我部次長（子育て支援課長）：現在の入所児童数が216名である。認定こども園に移行後の定員は、0歳児が3名、1歳児が6名、2歳児が6名と3号認定の子供については15名の定員である。3歳児、4歳児、5歳児の2号認定全体では45名の予定となっており、保育にかける子供たちの定員が60名で通常の幼稚園に行く1号認定の子供たちの定員が210名、合計270名の定員となっている。

●近藤委員：泉幼稚園、グレース幼稚園、グレース第二幼稚園、ひかり幼稚園の4園の認定こども園については、県の補助が大きいということだが、他市を含め、県に対し認定こども園への移行要望は多いのか、また、認定を受けるのが非常に難しい中、認可されているのか、さらには新居浜市内で、今後の認定こども園への移行希望がある園があるのかどうか教えてほしい。

○曾我部次長（子育て支援課長）：認定こども園への移行については、県内でも多いものと思っている。新居浜市に関しては、幼稚園から移行するというパターンであるが、他市においては、保育園から保育園型認定こども園という形で移行するところもある。県としては、認定こども園への移行に関して、待機児童解消に貢献できる制度でもあるため、特にハードルを高く設定しているという感じではなく、条件さえ整えれば、スムーズにいくような状況だと思っている。新居浜市内の私立の幼稚園で認定こども園に移行したいと考えているところもあると聞いているが、具体的な話はない。

●藤原委員：グレース幼稚園が充足率を満たしていないということで、地域性ということを言われたが、これからそのようなところの認定こども園への申請が増えていくのであれば、ある程度は地域的なことも考えるべきだと思うが、どう考えているのか。

曾我部次長（子育て支援課長）：認可自体は、新居浜市の手を離れて、愛媛県の判断になる。グレース幼稚園が大生院地区にあるというのは、西条市と新居浜市の境に住んでいる子供を対象にしていたり、新居浜市から西条市に仕事に行く方たちの利用希望もある。

< 討 論 >

●近藤委員：スクール・サポート・スタッフ配置事業や芸術文化振興費については、単年度の可能性が強いということであるが、スクール・サポート・スタッフ配置事業については、先生が非常に忙しいということもあり、また、クラブ活動でも顧問になるような先生がいないため、クラブも作れないということも聞いている。先生の負担軽減も含めて、国からの補助の有無にかかわらず、新居浜市の教育の方針として、是非とも継続し、またふやしていただきたい。芸術文化振興費については、新居浜市は昨年からはブランド戦略に力も入れており、小学生がプロジェクトに参加することは、新居浜市に対する誇りや愛着心につながることになるので、積極的に進めてほしいと思っており、賛成する。

<採 決>

全会一致原案可決

### □議案第56号 平成30年度新居浜市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○藤田福祉部総括次長（健康子育て推進監）：<説明>

<質 疑>

●井谷委員：介護保険システム改修事業費について、システム改修の内容を説明してほしい。

○木俵介護福祉課長：介護保険では、介護保険システムを使い、給付や保険料の収納等の作業をしており、平成30年度に介護保険法が改正されることにより、必要な部分を直すというのがシステム改修である。改修内容として、平成30年8月利用分から介護保険の利用者負担において、現在2割負担している方の中で特に所得の高い方は3割負担になるという制度改正があるため、2割から3割に変わる部分について、自己負担を計算する計算式のプログラムを変えなければならないというのが主な改修内容である。また、高額介護サービス費の限度額が今年の8月分からは37,200円だったものが44,400円に変更された。これは今年の時点でシステム改修しているが、さらにある一定の割合の方については、年額でも限度額があり、去年の8月から今年の7月までの1年間で計算するもので、限度額は37,200円の12か月分で44万6,400円となる。1年間分計算して44万6,400円を超える方については、それも支給するという制度となっており、その部分なども新たに直さなければならない改修部分である。

<討 論>

なし

<採 決>

全会一致原案可決

休憩 午前11時08分

再開 午前11時13分

◎閉会中の常任委員会の開催について

●藤田委員長：閉会中の委員会の開催候補日として、7月23日、7月24日があるが、7月24日の都合はどうか。

(異議なし)

●藤田委員長：日程については、担当課の都合もあることから、最終の決定は正・副委員長にご一任いただけるか。

(異議なし)

●藤田委員長：調査項目の希望はあるか。

●岩本委員：東新学園の建て替えについて、どこまで進んでいるかの確認がいいと思う。

●大條委員：来年春には市内全校で立ち上げになるコミュニティ・スクールについて、今の進捗状況であるとか、内容について。

●藤田委員長：他に希望の項目はあるか。

●近藤委員：2人が言われたように、せっかく文部科学省からいい人材が来てくれているので、もっと詳しく、新居浜の現状に合わせた説明を聞きたい。

●藤原委員：コミュニティ・スクールの詳しいことを僕らは聞いていない。地域でも聞いていない。来年度からするのであれば、委員会の中でコミュニティ・スクールとは、という形で説明してもらいたい。

●近藤委員：地域でも説明しているところもある。

●藤原委員：今年の2月に新居浜市PTA連合会の中で説明しているが、そこでしか説明がなかった。

●近藤委員：神郷小学校では、下半期から導入ということで、公民館運営審議会にはパワーポイント資料での説明があった。

●藤原委員：全市で導入していくのに、惣開校区には説明がない。

●大條委員：足並みがそろっていない。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時19分

●藤田委員長：東新学園とコミュニティ・スクールということで、正副委員長で調整、決定させていただくということでご一任いただけるか。

(異議なし)

◎市民との意見交換会について

●藤田委員長：先日の委員長会で議会運営委員長から昨年度と同じ形式で開催するとの説明があった。8月3日の議会運営委員会で意見交換するテーマと団体を報告することになっている。本日はそれに向けてのテーマと団体について協議したいと思うが、何か意見はあるか。

(発言なし)

●藤田委員長：それでは一旦持ち帰りいただき、次回の閉会中の委員会開催の際に決定したいと思う。それまでに各自ご検討をお願いします。

●大條委員：委員長の言ったとおりで構わないが、提案として、閉会中の委員会のテーマでもコミュニティ・スクールが挙げだったので、コミュニティ・スクールを市民との意見交換会でも取り上げた方がいいのではないかと思う。

●藤田委員長：他に意見はないか。

●岩本委員：将来学校の統廃合があるから、それについて若宮校区の地域や学校、保護者などの意見はどうだろうか。もう少し待った方がいいのかもしれないが。

◎行政視察について

●藤田委員長：日程は、7月10日(火)から7月13日(金)までの3泊4日で研修先及び研修項目については、配布の資料のとおりである。この内容で実施してよいか。

●岩本委員：研修項目としては文句ないが、北海道でなくても研修先はあると思う。

●井谷委員：岩本委員と同じ意見である。

●藤田委員長：異議があるので、挙手による採決を行う。この内容で行政視察を実施することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手多数)

●藤田委員長：それでは、この内容で決定するが、諸般の事情により変更が生じた場合は、委員長にご一任いただきたい。

閉会 午前11時28分

## 福祉教育委員会付託案件表

平成30年6月15日

### ○教育委員会関係

議案第52号 新居浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第54号 平成30年度新居浜市一般会計補正予算（第1号）

第1表 歳入歳出予算補正中	ページ
歳出 第10款 教育費	3・26~28

### ○福祉部関係

議案第54号 平成30年度新居浜市一般会計補正予算（第1号）

第1表 歳入歳出予算補正中	
歳出 第3款 民生費	3・22~24

議案第56号 平成30年度新居浜市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	
.....	10~12・38~42